



12 国土交通省 (構造特区第25次 再々検討要請).xls

Table with columns: 管理コード, 案名(事項), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的な内容, 具体的な実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府庁からの検討要請に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 「措置の予定」の発生し, 「措置の内容」の発生し, 各府庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, プロジェクト名, 提案管理番号, 提案主体名, 都道府県, 制度の存在・確保府庁.

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の身 割」の 見直し	「措置 の内容 の 見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要 請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府県			
120120	検査・登録していないトラクタ等の公道走行	道路運送車両法第4条、第54条	道路運送車両法第4条、第54条 1車では一般公道の用に供する場 所において使用される自動車につ いて、登録・検査を受けることを求 めている。	道路管理者が検査員を配置し他の自動車や 人を排除する方法により一般公道の に供しない状態を確保した場合には、公道を走 行するのに認められる検査・登録をしてい ないトラクタ等の公道走行を可能とす る。	旅客機等の航空機の生産・整備拠点を形成するため、県営名古屋空港周辺に用地を 確保し、航空機生産・整備事業を誘致することとしている。 当該用地は公道を掘り込んでおり、トラクタ等が工場後移動するに は公道を走行しなければならないため、道路運送車両法に基づき検査・登録が 必要となる。 しかし、多くのトラクタ等は保安基準への適合が困難な状況にある。 そこで、公道量の少ない市街地の利用において、道路管理者が一般公道の危険を 防止するために一体的に区画を確保して通行止めを行い、検査員を配置し他の自動車や 人を排除することにより一般公道の用に供しない状態を確保した場合は、道路運 送車両法の規定に基づき検査・登録をしていないトラクタ等の公道走行を可 能とする。	C		通行禁止等の措置が講じられた場合には、当該措置が講じられた場所においてのみ 使用される自動車であれば、道路運送車両法上、登録・検査を受けることを求めてい ない。 右の提案 主体から の意見 は、道路 運送車両 法の規定 に基づき 通行禁止 等の措置 を講じる ためには 関係機関 と調整さ れたいの の回答を いただいた が、検査 ・登録を していない トラクタ 等の公道 走行のた めに一般 公道に供 しない状 態を確保 するための 一体的に 区画を確 保して通 行止めを 行い、検 査員を配 置し他の 自動車や 人を排除 すること により一 般公道の 用に供し ない状態 を確保し た場合は 、道路運 送車両法 の規定に 基づき検 査・登録 をしてい ないトラ クタ等の 公道走行 を可能と する。の 回答を以 て、再考 慮するこ とを希望 する。		道路運送車両法第17条第1項に基づき道路の通行の禁止又は制限は、道路の破壊、決 壊などの事由により交通が危険であると認められる場合に、道路管理者により行われる もので、トラクタ等の通行のための道路の通行の禁止等については、道路法 第44条の規定は異なる。但し、同条以外の規定に基づき通行禁止等の措置につ いては、個別具体的に判断される事項であるため、可否については関係機関と調整されたい。													
120130	海外における建築基準を満たして おり、かつ、当該国において文 化財に指定されている建築物を 日本で再販する場合の建築基 準法への適用除外	建築基準法第1条、第3 条第1項	建築基準法は、建築物の敷地、構 造、設備及び用途に関する基準を 定めて、国民の生命、健康及び財 産の保護を図り、公共の福祉の増 進に資することを目的としてい ます。 国家や重要文化財等は、我が国に おける貴重な文化的遺産であり、 法的に現状変更の規制及び保存 のための措置が義務付けられるこ とから、建築基準法を適用除外し ている。 有形登録文化財その他の歴史的 建築物については、地方公共団体 が文化的価値を高めるため、事 前での現状変更の規制及び保存の ための措置を講じた場合、建築基 準法の規定を併用建築基準法を適 用除外できるとしている。	海外における建築基準を満たしている場合か つ、当該国の建築基準での建築を認めていたこと から、建築基準法を適用除外し ている。	【背景】 昨今グローバル化が進み、在留外国人の数は200万人を超え、日本の総人口比で 18%程度と一定の割合を占めている。またそのような中で世界的にも海外における多文 化共生を推進するものだが、当該国においては在留外国人30%程度、人口比で 0.4%程度という水準である。止まらない人口減少に対する課題として外国人の定住促 進、多文化共生という点は積極的に取り組んでいべき対応策であると考える。 【提案内容】 今般、多文化共生、定住人口増加を目指す取り組みとして、海外の文化財である伝統 的建築物の建築・改装・再販をいよいよ、建築物そのものの歴史とともに、当該国の文 化・芸術等も含めて提示する場所を創り、異文化の交流促進を行う。また同様の展 示を複数国をめぐって行うことで、異文化の一次展示場とすることもできる。 文化の共生・交流を促すために、海外の文化財の展示を行うものとする。建築物は 海外各地の歴史や文化、風土に合わせて作られた建築様式等まで多岐に亘る本 物を作りたと思える。これは、海外において建築基準を満たしている建物につ いては当該国の建築基準を採用し、建築を行えるものとしていただきたいが、文化の紹介と いう観点から、さらに追加条件として各府で文化財として指定されている建築物であるとい うを認める。 【効果】 自国の文化がある場所にはその国の外国人は親近感をもって暮らすことができ、一方 で日本人は伝統的な建築から各府の生活様式を知ると、異文化交流・多文 化共生の一助とすることができる。また建築物その他自国の文化的展示物を紹介する外 国人スタッフを含め、雇用創出効果が見込める。	C		建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めて、国民の生 命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としています。 具体的には、我が国ではこれまで未だ発展途上国に比べて多様な建築を創り出す機会 をもち、地域性による建築物の破壊・崩壊を防ぎ、建築物の利用者や周囲の安全性を 確保するための耐震基準を全国一律で定めています。 同時に、火災による建築物の燃焼、経年、火災発生を防ぎ、在籍者の安全を確保す るための防火・避難規定を全国一律で定めています。 したがって、ご指摘のような海外の文化財である伝統的建築物を我が国において建築・ 再販する場合については、建築物の安全の確保の観点から、その事業がけを以て 建築基準法を適用除外することは困難です。 なお、当該建築物として年以内の期間で設置されるのであれば、特定行政庁の許可 に基づき、建築基準法の一部を適用除外できる仕組みがあることから、提案については これを活用できる可能性も考えられます。															